

公益財団法人高松市スポーツ協会競技スポーツ専門部専門委員会
会則

(趣旨)

第1条 この会則は、公益財団法人高松市スポーツ協会（以下「協会」という。）競技スポーツ専門部設置要領（平成31年協会要領第 号。以下「要領」という。）第27条の規定に基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 この委員会に強化育成委員会、TASS委員会、地域密着型トップスポーツチーム支援委員会、生涯・健康スポーツ委員会、集団スポーツ委員会、個人スポーツ委員会及び武道委員会を置く。

(構成)

第3条 前条の委員会は、第5条に規定する役員をもって構成する。ただし、競技スポーツ専門部会長（以下「部会長」という。）が必要と認めるときは、他の役員又は協会職員を加えることができる。

(任務)

第4条 委員会の任務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 強化育成委員会

- ア スポーツ選手の強化育成事業に関すること。
- イ 優秀な成績を収めた選手又は団体の顕彰に関すること。
- ウ その他競技力向上に関すること。

(2) TASS委員会

- ア スポーツ指導者（TASS）又はスポーツボランティア（TASVO）の養成及び派遣事業に関すること。
- イ 指導者研修に関すること。

(3) 地域密着型トップスポーツチーム支援委員会

- ア ホームゲームの観客動員に関すること。
- イ その他チーム支援策に関すること。

(4) 生涯・健康スポーツ専門委員会

ア 生涯スポーツ推進のための調査及び企画に関すること。

イ その他生涯・健康スポーツ推進事業に関すること。

(5) 集団スポーツ専門委員会

ア 集団的スポーツ推進のための調査及び企画に関すること。

イ その他集団スポーツ推進事業に関すること。

(6) 個人スポーツ専門委員会

ア 個人的スポーツ推進のための調査及び企画に関すること。

イ その他個人スポーツ推進に関すること。

(7) 武道専門委員会

ア 武道的スポーツ推進のための調査及び企画に関すること。

イ その他武道推進事業に関すること。

(委員)

第5条 前条の各委員会に、次の委員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 1名

(3) 総務委員 若干名

(4) 委員 10名以内

(5) 学識委員 若干名

2 前項の委員は、協会加盟団体規程（平成30年協会規程第13号）第2条第1号に掲げる団体の役員、当該団体の役員が推薦する者又は学識経験者若しくは協会職員の中から、部会長が指名する。

(委員の職務権限)

第6条 委員長は、委員会を代表し会務を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は事故があるときは、職務を代行する。

3 総務委員は、委員長の命を受けて会務を掌理する。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、要領第5条の規定を準用する。この場合において同条中「評議員」とあるのは「委員」とする。

(委員会の開催)

第8条 委員会は、委員長が必要と認めたとき又は委員長以外の委員から、委員会の目的である事項を記載した書面をもって委員長に招集の請求があったときに開催する。

(招集)

第9条 委員会は、委員長が招集し議長を務める。ただし、委員長が欠けたとき又は事故があるときは、副委員長が招集する。

(招集手続)

第10条 委員会を招集するときは、会議の日時、場所及び主な目的である事項を記載した書面をもって、開催日の7日前までに、各委員に対して通知しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(欠席)

第11条 委員が委員会に出席できないときは、議決権を他の委員に委任することができる。この場合において委任した委員は、出席したものとみなす。

(定足数)

第12条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議方法)

第13条 委員会の決議は、出席委員（議長を除く。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の議決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、委員として議決に加わることはできない。

(関係者の出席)

第14条 委員会は、必要に応じて審議事項に関係ある者を出席させ、説明を求めるとともに、意見又は報告を聴取することができる。

(議事録)

第15条 委員会の議事については、議事の経過及びその結果を記載又は記録しなければならない。

(費用弁償)

第16条 第5条に規定する委員が、委員会に出席したとき又は委員長が必要と認めた用務に従事したときは、交通費等に要する費用を弁償することができる。ただし、協会の常勤役員及び職員、高松市の特別職及び一般職の職にある者を除く。

2 前項本文に掲げる費用の額は、1日につき1人1,000円とし、用務に従事したその都度、現金で支給する。

(処務)

第17条 委員会の処務は、協会事務局スポーツ推進課において行う。

(会則の改正)

第18条 この会則の改正は、常任理事会の決議を経て改正することができる。

(委任)

第19条 この会則の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成31年第1回競技スポーツ専門部常任理事会の決議があった日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

(最初の委員)

2 委員会の最初の委員は、別表に掲げる者とする。

別表（第5条関係）

1 強化育成委員会

役職名	役員名
委員長	小島 政憲
副委員長	野口 英人
総務委員	西崎 眞由美
委員	脇谷 和夫、河野 徹夫、中 緑

2 T A S S 委員会

役職名	役員名
委員長	西山 文人
副委員長	大西 努
総務委員	中 緑、上原 裕
委員	小島 政憲、吉田 登紀枝、佐野 賢裕、岡部 直美、 植山 祥子、鎌田 幸一、黒川 修、鈴木 誠二
学識委員	森本 滋、松谷 恭秀、藤澤 直子

3 地域密着型トップスポーツチーム支援委員会

役職名	役員名
委員長	脇谷 和夫
副委員長	河野 徹夫
総務委員	古川 勝士
委員	北谷 武俊、白石 義人

4 生涯・健康スポーツ委員会

役職名	役員名
委員長	野口 英人
副委員長	香西 弘
総務委員	泉 照美
委員	中澤 貴浩、十河 功、多田 富夫

5 集团スポーツ委員会

役職名	役員名
委員長	脇谷 和夫
副委員長	河野 徹夫
総務委員	古川 勝士
委員	溝渕 豊仁、北谷 武俊、森澤 卓、白石 義人、 多田 宣行、山地 計秀、川野 洋
学識委員	松原 俊二、奥 弘文

6 個人スポーツ委員会

役職名	役員名
委員長	西崎 眞由美
副委員長	吉田 登紀枝
総務委員	斉藤 修
委員	川田 多美子、森 裕之、綾野 和男、安藤 暢英、 小泉 勉一、三谷 昌輝、森田 正巳、山下 和代
学識委員	岡部 洋明

7 武道委員会

役職名	役員名
委員長	中 緑
副委員長	津郷 尚則
総務委員	野村 盛二
委員	野崎 敬三、小西 裕樹、長尾 文男
学識委員	小川 勝